一般社団法人日本臨床発達心理士会 理事会組織運営細則

(理事の構成)

- 第1条 理事は、17名から22名とする。
- 2 理事の最大人数は、理事会の決議により変更することが出来る。

(理事会の構成)

- 第2条 理事会は、代表理事、専務理事、常務理事を置く。
- 2 代表理事、専務理事ならびに常務理事をもって執行部会を構成し、会務の執行にあたる。

(代表理事と選出方法)

- 第3条 代表理事は2名とし、うち一人を理事長、他を副理事長とする。
- 2 理事長並びに副理事長は、理事会の互選とする。

(専務理事)

- 第4条 専務理事は1名とし、理事長の指名により選任する。
- 2 専務理事は、事務局を監督し、事務局業務ならびに支部活動を統括する。

(常務理事)

- 第5条 常務理事は5名とし、理事長の指名により選任する。
- 2 常務理事は職務を分担し、組織担当、研修担当ならびに渉外広報担当とする。
- 3 常務理事は、前項の担当に関わる情報収集や執行部に対する提案を行う。

(委員会の設置等)

第6条 理事会は、必要に応じて委員会の設置、改廃並びに再編をすることができる。

(委員会の構成)

- 第7条 理事会は、次の各号に掲げる委員会と機関を設置する。
 - 一 研修委員会
 - 二 倫理相談委員会
 - 三 職能委員会
 - 四 全国大会運営委員会
 - 五 実践研究誌編集委員会
 - 六 危機支援委員会
 - 七 災害支援委員会
 - 八 広報委員会

- 九 SV 運営委員会
- 十 活動検討委員会
- 十一 会計委員会
- 十二 役員組織委員会
- 2 各委員会の委員長は業務について適宜担当の常務理事と連携を取る。
- 3 委員会は、会員から委員を選出して業務に当たる。委員長は理事である必要はない。但 し、活動検討委員会・会計委員会・役員組織委員会は理事によって構成する。
- 4 委員は、各委員会の意見を聞いて理事会が選任する。

(理事の担当)

第8条 代表理事は、将来構想委員会を担当する。

- 2 専務理事は、会計委員会を担当する。
- 3 常務理事は、以下の会務を分担して担当する。
- 一 組織担当 委員会・支部の運営、倫理問題, 内部広報
- 二 研修担当 各員会・テーマ別研究会・支部における研修会、全国大会、ポイント申請
- 三 渉外広報担当 対外的関わり、外部広報会、危機・災害時対応

(改廃)

第9条 本細則の改廃は理事会の決議による。

(附則)

本規程は 2023年2月1日より効力を発する 2023年5月19日 一部改訂